

# 労災保険の各種給付を受けるには

労災保険には療養(補償)給付をはじめ、さまざまな給付があります。

## ① 療養(補償)給付(※1)

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関の場合には、「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出してください。請求書は医療機関から労働基準監督署長に送られます。このとき、**治療費の自己負担はありません。**

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関でない場合には、いったん治療費を立て替えて支払ってください。その後「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」を直接、労働基準監督署長に提出すると、**その費用が全額支払われます。**

## ② 休業(補償)給付

業務災害・通勤災害により休業した場合には、**休業4日目から**、1日につき給付基礎日額(※2)の**80%相当額**(うち20%は特別支給金)**が支給されます。**「休業(補償)給付支給請求書」を労働基準監督署長に提出してください。なお、業務災害の場合、休業の最初の3日間については、事業主が休業補償を行わなければなりません。

## ③ その他の保険給付

①、②のほかにも**障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金、介護(補償)給付、葬祭料**などの保険給付があります。

これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出していただきます。

※1 業務災害の場合は「療養補償給付」、通勤災害の場合は「療養給付」になります。「休業(補償)給付」ほかも同様です。

※2 労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。